

事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

I 事業方針

II 事業計画

公1：景観まちづくり事業

- 1 各種情報の収集、発信及び啓発
 - (1) 広報活動
 - (2) 景観・まちづくり大学
- 2 市民等の活動に対する総合的支援
 - (1) 地域活動支援
 - (2) 京町家保全・継承支援
- 3 景観・まちづくりに関する調査研究 (新規)
- 4 歴史的建造物の保全、再生、活用に関する各種の支援及び普及、啓発
 - (1) 京町家まちづくりファンド事業運営及び普及啓発
 - (2) 京町家カルテ・京町家プロフィール・京建物カルテ
 - (3) 個別指定京町家カルテの作成(京都市受託事業)
 - (4) 歴史的建造物管理業務(京都市受託事業)(新規)
 - (5) 京町家の継承・流通推進事業(新規)
- 5 公共人材育成に関する教育及び研修
 - (1) インターンシップ受入
 - (2) 視察受入
 - (3) 講師派遣
 - (4) 景観エリアマネジメント講座
 - (5) 文化財マネージャー育成講座
- 6 景観整備機構に係る業務
 - (1) 景観重要建造物への指定推進
 - (2) 歴史的建造物管理業務(京都市受託事業)(再掲)
- 7 京都市景観・まちづくりセンター管理運営
 - (1) 管理施設運営
 - (2) 施設管理に伴う情報発信

公2：京町家保全再生事業

京町家まちづくりファンド改修助成

収益事業

歴史的建造物利活用事業

法人運営

- 1 ブランド推進及び京都市との政策連携の強化
- 2 理事会・評議員会等
- 3 財産管理
- 4 賛助会員管理
- 5 自主財源の拡充と財務の再構築
- 6 職員育成
- 7 その他

【令和 8 年度事業計画】

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

I 事業方針

当財団は、歴史都市・京都の美しい景観と良好な環境づくりを目指した市民、行政、企業、大学等の協働によるまちづくりを広く支援、誘導する諸活動を通じて、京都の都市としての品格を高めるとともに、住民主体のまちづくりの実現と都市活力の向上に寄与することを目的として設立され、以来、京都らしい景観の保全・創造と質の高い住環境の形成に向け様々な取組を行ってきた。

令和 8 年度事業計画では、京都市からの補助金が大幅に増額され、受託事業の多くが自主事業に切り替わる見込みであることから、当財団の裁量をいかした効果的な事業展開を図ることとし、とりわけ京町家関連事業については、京都市京町家保全・継承推進計画（第 2 次）（以下、「市計画（第 2 次）」という。）の策定を踏まえ、実施体制も含む充実を図る。同時に、財団の持つ専門性や人とのつながりを最大限発揮できるよう、京都市と対等な政策推進パートナーとして、より密度の高い連携関係を構築していく。

京町家の保全・継承においては、京都市をはじめ、事業者や専門家等の関係機関と連携し、京町家の所有者等に寄り添った相談対応や各種支援を充実するとともに、京町家状況調査の結果や市計画（第 2 次）を踏まえて、調査・研究機能を強化し、京町家の流通促進の方策検討など、新たな取組にも着手する。

地域まちづくりにおいては、まちなみ景観の維持・継承や防災上の課題解決などに取り組む住民の自主的なまちづくりを支援する。支援にあたっては、景観まちづくりや密集市街地対策、路地空間の再生に係る京都市の制度や、建築協定、地区計画等の都市計画手法を活用し、財団独自の活動領域を広げつつ京都市の委託事業を中心に取り組む。

センターの指定管理業務においては、景観・まちづくりの活動や情報発信拠点として施設の魅力・価値の一層の向上に取り組む。また、景観・まちづくり大学等のセミナー開催をはじめ、施設を活用した、多様な主体の意識啓発、人材育成に寄与していく。

収益事業として、引き続き祇園新橋歴史的建造物を活用したサブリース事業を推進する。また、景観整備機構としての活動の蓄積をいかし、京町家の活用手法について知見を更に深め、未利用物件の活用促進や大型京町家の保全・活用に向け、京都市とも連携しながら、新たな取組にも果敢に挑戦していく。

事業の運営や施設管理では、引き続きオンラインでの講座や会議運営、情報発信等を進め、利用環境の改善や運営ノウハウを蓄積するとともに、新たな参加者層の拡大に向けた検討に取り組む。

法人運営においては、公益法人制度による収支相償を確保する一方、財団の価値向上の取組や会員制度の見直しを行い、寄附金の増加や賛助会員の加入促進など自主財源の拡充を目指す。また、まちづくりコーディネート能力の向上など人材育成はもとより、しなやかで強靱な組織体制の構築を進め、着実な事務事業の推進と経営基盤の強化を図る。

今日、京町家の滅失や人口減少と少子・高齢化など、京都のまちのかたちや地域の暮らしの在り方に大きな影響を与えている社会課題は解決に至っていない。当財団が持つ景観・まちづくりの専門性を更に強化するとともに、市民・事業者からの協力・支援の拡充や、京都市との一層の連携強化を進め、京都のまちの課題解決に向けて、着実かつ迅速に歩みを進めていく。

Ⅱ 事業計画

公１：景観まちづくり事業

住民主体のまちづくりの実現と、歴史都市・京都の美しい景観、良好な環境を具現化し、京都の都市としての品格を高めるとともに都市活力の向上に寄与することを目的とする。

1 各種情報の収集、発信及び啓発

(1) 広報活動

当財団の活動の知名度、信頼度の向上に向けて、財団や各種事業に関する効果的な広報活動を行うため、人員体制の整備等を行う。

ア 財団のリブランディングと情報発信の強化

当財団の社会的価値の認知度向上を図るため、外部人材等の助力も得ながら当財団のリブランディングを行うとともに戦略的な広報を展開する。また、賛助会費や京町家まちづくりファンドの寄付拡大を目指し、国内外の京都ファン等を対象に、財団や各種事業に関する情報発信の強化等を行う。

イ ホームページ運営等

当財団のホームページは、運営開始から10年が経過しており、ナビゲーションの複雑化、サイトの仕様・機能・情報の老朽化などの課題がある。そのため、財団の価値の発信力強化、利用者の利便性・満足度向上、相談・寄附の増加を目的に、ホームページの機能・構成・デザインのリニューアルを行う。また、Instagram等により、景観・まちづくりに関する最新情報、イベント情報、当財団の活動状況等を積極的に発信するなど、SNSの活用強化に取り組む。

ウ ニュースレター「京まち工房」等による情報発信

景観・まちづくりに関する各種情報及び地域、関係団体等の活動状況、当財団の事業等を掲載した広報紙ニュースレター「京まち工房」を発行する。令和7年度から表紙を刷新し、幅広い世代に受け入れられるデザインに改めており、賛助会員、関係団体、大学、区役所等に配架し、広く市民のまちづくりに対する意識を普及・啓発する。

また、「京まち工房」紙面を一層充実させ、読者満足度向上を目指すとともに、ホームページやフェイスブック等の電子媒体を効果的に活用し、発信機会の拡大を図る。

- ・発行回数：年4回（6月、9月、12月、3月）
- ・発行部数：各号3,500部 搬送

エ 各種啓発冊子、技術資料の販売等

(7) 冊子等の販売

- ① 京町家の再生

((公財)京都市景観・まちづくりセンター)

- ② 京町家物語 ((公財)京都市景観・まちづくりセンター)
- ③ Kyoto Machiya Restaurant Guide (Judith Clancy)
- ④ 百人一首で京都を歩く 他 (京都百人一首・かるた研究会 代表)

(イ) 京町家キット等の販売

- ① 京町家等の組み立て式キット (株式会社さんけい)
- ② ポストカード 他 ((公財)京都市景観・まちづくりセンター)

(2) 景観・まちづくり大学

住民の主体的な地域まちづくり活動の展開に向けて、住民自身が居住する地域を理解し、魅力あふれる安心・安全なまちづくりを自らの役割として自覚し、地域ごとの具体的な課題解決に向けた取組を進める必要がある。加えて、人口減少と少子・高齢化、暮らしや働き方の変化により、既存の地域自治組織だけでは地域まちづくり活動を展開することが困難になっている地域もあり、地域活動を行う多様な主体を含めて支援する必要がある。

令和8年度も、まちづくり活動を行う多様な主体の人材育成のため、基礎的な知識等を習得する講座のほか、まちづくりに関心のある方が増え、活動を支える契機となるよう、地域課題解決に向けたより実践的な内容の講座や、まちあるき講座等を実施する。

京町家の保全・再生に関しては、所有者、居住者を主な対象としつつ、今後、居住や利活用を検討している方、関心をお持ちの方等にも参考となる講座を実施し、京町家の継承の担い手育成等につなげる。

ア 京のまちづくり史セミナー（講座、まちあるき等）

まちづくり活動に関わる方、関心がある方、学んでいる方を対象に、京都の景観やまちの成り立ち、京都のまちづくりの特徴や人々の関わり等、京都のまちづくりに取り組む上で役立つ基礎を体系的に学び、見識を深める場を提供する。

イ 京町家再生セミナー（講座、見学会等）

京町家の所有者や居住者をはじめ、将来的な利活用を検討している方、関心を持つ方等を対象に、京町家に安全に住み続け、居住性を高めるための維持管理、改修、相続、税金、活用方法、歴史など、京町家の保全・継承に必要な基礎知識を学ぶ場を提供する。これにより、京町家の保全・継承の担い手を育成し、愛着を持って住み継ぐ所有者・居住者の支援につなげ、あわせて、京町家に関心を持つ人々の理解を深め、保全・継承につながる様々な活動への関与を促進する。

ウ 地域まちづくりセミナー

まちづくりに取り組もうとする地域の住民や、関心を持つ方等を対象として、活動のきっかけづくりや実践的な手法の習得を支援し、地域活動の充実を図る。

また、行政区、地域に出向いた出張講座の開催や、京都市及び各区役所・支所における「地域コミュニティ Hub（市 Hub、区 Hub）」との情報共有・連携等により、各地域に関連の高い課題について取り上げ、背景にある社会問題や因果関係を理解し、具体的な対策を検討する上で参考となる情報を提供する。

エ 各種団体等との協働セミナー等

景観・まちづくりに関わる、地域、市民団体、職能団体、NPO法人、学会、他都市の中間支援組織、大学、企業等との協働により、セミナー等を共催する。

2 市民等の活動に対する総合的支援

地域全体の意識を高めながら、個々の建物や地域における土地利用に関する相談と課題解決に応じる必要があり、それは当財団の得意とするところである。

地域のビジョンづくり、景観づくり、防災まちづくり、京町家継承等の広い観点からまちづくりの機運を盛り上げ、地域の状況や課題等に応じて支援する専門家を派遣し、更に事業者との連携により、京町家相談等個々の課題にも対応し、京都市とも連携しながら、具体的な解決を図ることを目指す。

令和8年度は、京都市からの補助金が大幅に増額され、受託事業の多くが自主（補助）事業に切り替わる見込みであることから、財団の裁量を一層いかし、京町家の保全・継承の取組の充実・強化をはじめ、地域の魅力向上や課題解決に向けて、地域のビジョンづくりや景観づくり、防災まちづくりや、建築協定や地区計画等の制度を活用した建物や空間のルールづくり等に取り組む地域の活動を支援し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

また、地域まちづくりや京町家の継承のためには信頼できる実務者を充実させることが必要であり、当財団の使命として、まちづくり専門家の育成を担い、ネットワークの更なる拡充を図る。

(1) 地域活動支援

ア まちづくり活動相談

地域課題の解決のため、新たに又は継続的に自主的なまちづくり活動に取り組む地域に対して、財団職員が様々なアドバイスや各種情報提供等を行い、活動の継続、更なる充実・発展につなげる。

イ まちづくり活動助成

自主的なまちづくり活動に取り組む地域に対して、3年間を限度に運営活動費（活動広報物の作成や地域での勉強会の開催等）の助成を行う。主として、初期段階のまちづくり活動を対象とする。

ウ まちづくり専門家派遣

(7) 専門家派遣

地域のまちづくりを支援する登録専門家を、課題に応じて地域に派遣し、活動への助言・指導を行い、地域のビジョン及びそれを踏まえたルールづくり、地区計画・建築協定・地域景観づくり協議会等の制度活用、防災まちづくり、夜間景観の創出等の支援を行う。

多くの地域がまちづくりの担い手不足等の課題を抱えており、長期的・持続的に支援を行う地域まちづくり専門家の充実が不可欠であることから、若手の専門家を積極的に地域に派遣し、実践を通じて地域課題への対応力の強化を図る。

(イ) 専門家育成

登録専門家数を増やし、派遣制度を充実させるため、まちづくりの専門家向けに、支援の新たな事例や手法の情報提供を行う講座や、各分野の専門家相互の交流会等を開催す

る。

エ 景観づくり支援業務

京都市の独自の制度である「地域景観づくり協議会」の認定を受けた地域では、地域の多様な魅力と個性をいかした景観まちづくりに取り組んでおり、各協議会が連携して「京都市地域景観まちづくりネットワーク」を設立し、互いに交流・協力して普及啓発を図っているが、本事業では、このネットワークの活動支援を行う。また、協議会の認定を目指す地域や既に認定を受けた地域、地域住民と歴史的資産の所有者等が協働して歴史的資産等をいかした景観づくりを行おうとする地域に対して、専門家を派遣して活動支援を行う。

オ 防災まちづくり専門家派遣（京都市受託事業）

京都市では、「京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度」に基づき、地域と行政が一体となって密集市街地内における防災まちづくりを進めている。

本事業では、防災まちづくりに取り組もうとする地域に対し、規模や内容に合わせて専門家を派遣し、地域の活動を支援する。

令和8年度も引き続き、優先地区以外の密集市街地の防災まちづくり計画策定を支援するとともに、再建築不可地や狭小敷地等により建て替えが困難な細街路を含むエリアを対象として、路地・町・みち単位の防災まちづくりへ向けた支援を行う。

カ 建築協定等支援業務

京都市では、昭和48年に第1号の建築協定が認可されて以降、現在では75地区において建築協定制度が活用されている。多くの地区では当初の協定内容を見直すことなく更新が続けられているが、昨今では、民泊のように当時は存在しなかった地域課題に対し、現行の協定内容では対応できないという問題が起こっている。

令和8年度は、新規認可を目指す地域だけでなく、既存の協定内容の見直しを検討する地域や、更新を行う地区に対しても、要望に応じて専門家を派遣し、建築協定制度を効果的に活用できるよう支援する。また、地区計画等の都市計画的手法を活用したルールづくりに取り組む地域の支援を行う。

さらに、各建築協定地区の建築協定運営委員会で構成される「京都市建築協定連絡協議会」では、制度の普及啓発を目的に勉強会の開催や広報誌の発行等を行っているが、当財団は事務局として協議会の運営を支援し、市内の建築協定地区への情報発信や交流促進を通じて、制度が円滑に運営されるための環境整備に取り組む。

キ 市街化調整区域の地区計画等に係るまちづくり支援業務

京都市では、まちづくり手法である地区計画制度を市街化調整区域内で適正に活用するために必要な基準を定めた「京都市市街化調整区域における地区計画運用基準」を策定し、平成20年7月1日より運用を開始している。

直近では令和3年5月に運用基準の一部を改正し、集落等の定住人口の確保や地域の将来像の実現にふさわしい土地利用を誘導し、持続可能で魅力と活力あるまちづくりが進められるよう取組を推進している。

令和8年度は、市街化調整区域等の良好な住環境の保全・形成や地域コミュニティの維持・

活性化の推進に加え、地域ごとのビジョンに応じた景観まちづくりの推進に向けた活動に取り組む地域に対して、専門家を派遣し、地域活動の支援を行う。

※ 上記のエ、カ、キの業務については、令和8年度から、京都市の受託事業から自主（補助）事業へと位置付けを変更

(2) 京町家保全・継承支援

ア 京町家なんでも相談（一般相談、専門相談）

(ア) 一般相談

京町家の保全・継承について、京町家所有者・居住者の多くが様々な悩みを抱えている。本事業は当財団の京町家事業の基礎として、相談者に寄り添い、悩みに対して複合的な課題の整理や具体的な方策を示すことにより解決につなげる。

令和8年度は、市計画（第2次）を踏まえ、相談体制を充実させるとともに、京都市との連携を更に深める。固定資産税や物価の上昇に伴う工事費等の負担の増大、相次ぐ自然災害や気候変動による防災面での不安、開発圧力や海外からの訪問客の増大等による住環境の変化などは、地域社会や京町家の保全・継承に大きな影響を与えており、相談内容の多様化が見込まれることから、これまで以上に、京町家の所有者・居住者に寄り添い、アフターフォローにも力を入れることで、総合相談窓口としての認知度を高め、京都市や職能団体との情報共有を図る。

(イ) 専門相談

京町家の適切な保全・継承を促進するため、大工、建築士、不動産事業者等の京町家相談員の登録、派遣等を実施し、京町家相談員への教育研修の運営を行う。

専門相談は自主事業として実施していたところ、平成30年度から令和7年度までは京都市の受託事業として運営していた。令和8年度から再度自主（補助）事業として実施する。

イ 京町家等継承ネット

京町家等の適切な継承を促進することを目的として、平成26年に京町家等継承ネット（代表 高田光雄 京都美術工芸大学教授、京都大学名誉教授）が設立された。当財団は事務局として、京町家等の継承に関わる多くの会員団体、所有者や居住者とともに、京町家等の継承に取り組む。

令和8年度は、引き続き首都圏企業を対象とした拠点づくりのための相談対応や、京町家の利活用情報ポータルサイト「MATCH YA」による情報発信を行う。

歴史的建築物（大型町家、文化財級の古民家や近代和風住宅等）の公民連携による意見交換を行いながら、所有者に向けての支援体制の充実を図る。

京都市をはじめとする会員との連携を一層強化し、支援専門家のスキルアップや情報交換を実施する。

<京町家等継承ネットの構成>

（代表）高田光雄 京都美術工芸大学教授・京都大学名誉教授

（会員）京都商工会議所、京都経済同友会、京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部、日本賃貸住宅管理協会京都府支部、京都府不動産コンサルティング協会、京町家情報センター、京都府建築工業協同組合、京町家作事組、京都府建築士会、京都府建築士事務所協会、日本建築家協会

近畿支部京都地域会、京都建築設計監理協会、京都弁護士会、京都司法書士会、京都府行政書士会、京都土地家屋調査士会、京都府不動産鑑定士協会、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、住宅金融支援機構 近畿支店、京町家再生研究会、古材文化の会、京町家居住支援者会議、都市居住推進研究会、大学コンソーシアム京都、京都市観光協会、京安心すまいセンター、京都市、京都市景観・まちづくりセンター

(オブザーバー) 相続相談センター (事務局) 京都市景観・まちづくりセンター

3 景観・まちづくりに関する調査研究 (新規)

ア 京町家データベースの運用

第Ⅲ期(平成20～21年度)京町家まちづくり調査及び追跡調査(平成28年度)のデータを基に、令和6年度京町家状況調査により情報を追加・更新されたGIS(地理情報システム)データを保管している。令和8年度は京都市、立命館大学とも連携し、京町家の状況を継続的に把握・分析し、施策立案につなげていく。

なお、その他の当財団の事業に係る個々の京町家等について、専門相談、京町家カルテ、京町家まちづくりファンド、建物調査報告書等に関する情報について、一元的に履歴を管理している。

イ 景観・まちづくりに関する調査・研究機能の体制づくり

豊富な地域まちづくり活動支援の実績や京町家の保全・継承の取組をいかした調査・研究機能の充実に向けた体制づくりを行う。

4 歴史的建造物の保全、再生、活用に関する各種の支援及び普及、啓発

(1) 京町家まちづくりファンド事業運営及び普及啓発

京都の歴史及び文化の象徴であり、都市居住を支えてきた京町家を育み、未来に伝えるため、市民や企業等の皆様からの寄附金を基金として積み立て、その運用により、京町家の保全、再生、活用を促進し、町並み景観の保全及び創造や、地域経済の活性化を図ることを目的として、京町家まちづくりファンドを運営する。

京町家条例の施行により京町家への各種助成金が拡充されたことを契機に、改修助成の対象を見直し、まちづくり活動の推進や良好な景観形成につながる改修事業を支援してきた。

令和8年度は、京都市における京町家改修補助金が大幅に充実するため、ファンドの存在意義の発揮に向けて改めて助成事業の見直しを図る。また、これまでの助成事例の蓄積をいかし、京町家に息づく暮らしの文化を発信するための普及啓発や寄付者を対象とした行事等を実施する。

(2) 京町家カルテ・京町家プロフィール・京建物カルテ

京町家カルテ、京町家プロフィール、また、近代和風建築等の京町家の要件に該当しないが保全・継承されることが望ましい歴史的建造物を対象とした京建物カルテにより、京町家及び歴史的な建造物を適切に評価し、その価値を明らかにして、それらが文化的な資産であることの理解を広め、大切に維持・継承されるよう所有者に促す。

令和8年度は、京町家カルテ15件、京町家プロフィール130件、京建物カルテ15件の作成を想定している。

(3) 個別指定京町家カルテ及び建造物指定に係る調査資料の作成（京都市受託事業）

京町家の文化的価値を明らかにして、所有者に京町家の保全・継承に努める意識を醸成してもらうために、京町家条例により個別指定された京町家を対象として個別指定京町家カルテを作成する。

また、景観重要建造物等の指定対象となる個別指定京町家を対象とし、現地調査及び文献調査を行い、諮問機関が対象建造物の指定を検討する際の諮問資料の基礎となる調査資料も合わせて作成する。（令和7年度まで「建造物指定に係る調査資料作成」として京都市から受託していた業務と統合して実施する。）

令和8年度は、京都市の個別指定京町家及び景観重要建造物指定の拡充方針を踏まえ、50件の個別指定京町家カルテ及び建造物指定に係る調査資料の作成を想定し、実施体制も充実する。

(4) 歴史的建造物管理業務（京都市受託事業）（新規）

京都市が遺贈により取得した歴史的建造物について、京都市による具体的な活用方針が定まるまでの間、当財団は景観整備機構として建物の管理を行う。対象の歴史的建造物はいずれも景観重要建造物である吉田家住宅及び今村家住宅を予定している。

(5) 京町家の継承・流通推進事業（新規）

京町家所有者との接点を増やす取組の実施や、その意向に即した継承支援に必要な専門家や事業承継支援団体等との連携を充実させる。また、所有者から行政や公的機関へ遺贈・寄贈の希望が寄せられた際に備え、京都市等との協力体制を強化する。

また、民間の不動産流通市場だけでは十分に活用・流通に至らない京町家を掘り起こすための積極的な働きかけを行い、社会的課題解決に資する活用につなげるため、適切なスキームの検討を行ったうえでサブリース事業等を実施するなど、未利用物件、解体物件の減少につながる取組を実施する。

5 公共人材育成に関する教育及び研修

公共的感性を持った人材を育成するため、インターンシップを受け入れるとともに、当財団の職員を含め、関係団体等と連携しながら、京都市のまちづくり活動の担い手等の育成を図る。

(1) インターンシップ受入

当財団を実務経験の場として提供し、大学での履修科目と実際の現場での実務経験を通して、公共的感性を持った人材を育成することを目的に、連携大学からインターンシップ履修生の受入れを実施する。

(2) 視察受入

国内外の行政機関、学校等からの視察を受け入れ、当財団の取組、事業活動の説明等を行い、学校教育などにも寄与する視察プログラムの再設計を行う。

(3) 講師派遣

講師派遣の依頼に応じて当財団の職員を派遣し、当財団の活動紹介等を行う。

(4) 景観エリアマネジメント講座

まちづくりに関わる様々な分野の専門家を対象に、京都の景観に対する幅広い知識と高い見識を持つ人材を養成することを目的として、基礎講座、フィールドワークやワークショップを中心に地域での活動に必要なスキルを得るための実践講座を、特定NPO法人京都景観フォーラムとの共催事業として開催する。

また、専門家育成の観点から、講座修了者を当財団の専門家として地域に派遣する等、実践の場を提供することも検討する。

(5) 文化財マネージャー育成講座

京都市、京都府教育委員会、特定NPO法人古材文化の会、京都府建築士会が参画し、京都文化財マネージャー育成実行委員会を構成して、同委員会の主催により歴史的建造物の調査・保存・活用やまちづくりを実践する文化財マネージャー（建造物）を育成することを目的に、育成講座を開催する。

また、これまでの講座修了者や受講者を対象に、スキルアップを図るための勉強会を実施し、京町家カルテをはじめとする歴史的な建築物の調査報告書を作成する調査員の拡充につなげる。

6 景観整備機構に係る業務

(1) 景観重要建造物への指定推進

景観法に基づく景観整備機構として、京町家なんでも相談や京町家まちづくりファンドの助成事業等と連携し、景観重要建造物への指定候補に値すると判断した京町家について指定を推進する。

また、歴史的風致形成建造物、京都を彩る建物や庭園、国登録有形文化財等、建物の特性に合った公的指定等への提案も行う。

令和8年度は、京都市の公的指定拡大方針を踏まえ、可能な限り多数の指定等を目指す。

(2) 歴史的建造物管理業務（京都市受託事業）（再掲）

京都市が遺贈により取得した歴史的建造物について、京都市による具体的な活用方針が定まるまでの間、当財団は景観整備機構として建物の管理を行う。対象の歴史的建造物はいずれも景観重要建造物である吉田家住宅及び今村家住宅を予定している。

7 京都市景観・まちづくりセンター管理運営

令和7年度から令和10年度までのセンターの指定管理者として選定された。センターの来館者の増加、施設価値の向上を目的として、以下の取組を行う。

(1) 管理施設運営

ア 京のまちかど展示コーナー

令和7年度から展示物のうち解説パネルの英語対応を進めており、令和8年度も多言語化を進める。また、視察プログラムと連携し、ボランティアガイドによる京都のまちづくりの歴史や暮らしを紹介するなど、景観・まちづくりの啓発施設として、一層の有効活用を図る。

イ 国宝洛中洛外図屏風（上杉本）実物大複製パネル

ひと・まち交流館地下1階に設置されている「洛中洛外図屏風」を活用し、概ね四半期に1回、屏風に描かれた室町時代の京都の四季とそこに暮らす人々の生活風俗を紹介する催し（ギャラリートーク）を開催する。また、フィールドワークを年2回程度実施する。

ウ ワークショップルーム

リーフレット、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン等により、地域や活動団体へ積極的な登録と利用を呼びかける。

エ 図書コーナー

情報収集、啓発の拠点として、ひと・まち交流館内の各センターとも連携し、より多くの市民の利用につなげるため、積極的な蔵書の充実、毎月テーマを定めた図書の企画展示、ポップの貼付による推薦図書の選定などを行うほか、施設を利用したイベント企画等に取り組む。

オ まちづくり交流サロン

まちづくり交流サロンにおいて、景観・まちづくりに取り組む個人・団体に対し、情報発信のスペースを提供する。

関連団体の制作による京町家の構造などが分かる模型や木製防火雨戸の展示、芸術作家による京町家のミニチュアハウスと紙彩画を展示する。様々な分野の人とつながり新たな交流の輪を広げるカフェ The Base Mental Café を定期開催する。

カ 相談室

地域課題の解決のため、新たに又は継続的に自主的なまちづくり活動に取り組む地域に対して、当財団職員が様々なアドバイスや各種情報提供等を行い、活動の継続、更なる充実・発展につなげる。

(2) 施設管理に伴う情報発信

ひと・まち交流館共有ホームページを活用し、景観・まちづくりに関する最新情報を発信する。また、メールマガジンは、他団体との連携を積極的に行い、発信することで情報力の強化やネットワーク拡大に努める。

公 2：京町家保全再生事業

良質な地域コミュニティの形成と歴史都市・京都の景観の基盤を構成してきた、京町家等の伝統的建造物を保全・継承し、伝統的な京都の暮らしの文化を今にいかすとともに、歴史資産としてのストックと新たに形成される良質な建造物とが融合した京都らしい活力のある歴史的町並みの形成を目的とする。

京町家まちづくりファンド改修助成

京町家まちづくりファンド基本方針に基づき、京町家の再生・改修及び通り景観の修景に係る工事等の活動に対し、改修費用の一部を助成する。

助成金交付予定 3 件

（令和 7 年度選定 京町家の改修 1 件、通り景観の修景 2 件）

なお、令和 8 年度は、京町家まちづくりファンドのより有効な活用に向けて、使途も含めた事業の再検討を行う。

収益事業

歴史的建造物利活用事業

京町家の利活用の更なる展開と町並み景観の維持向上を目指し、重要伝統的建造物群保存地区（祇園新橋地区）内の歴史的建造物を、所有者である京都市から当財団が貸借し、民間の活力ある事業者へ貸し付けるサブリース事業を実施する。

公募型プロポーザルにより選定した事業者と令和 5 年 7 月に 10 年間の定期建物賃貸借契約を締結し、物件引渡しを行った。事業者による改修工事が完了し運営が開始された後は、転貸人としての物件管理業務を行う。今後のグランドオープン（時期未定）に合わせて、関連イベントなどを計画する。

本物件の取組状況を確認しつつ、今後の新たな利活用の対象や当財団の役割について検討していく。

法人運営

1 ブランド推進及び京都市との政策連携の強化

当財団の社会的価値の認知度向上を図るため、当財団のリブランディングを行うとともに、京都市との一層の連携強化に向けて、外部人材等の助力も得て、MVV（団体の存在意義（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動指針（バリュー））、人材・投資戦略、並びに広報戦略を策定し、令和8年度内に京都市との政策連携協定の締結を目指す。

2 理事会・評議員会等

理事会、評議員会、評議員選定委員会の運営を行う。

3 財産管理

当財団の基本財産、特定資産を含む財産管理を行う。

4 賛助会員管理

継続的な当財団の支援者獲得の制度として賛助会員制度が機能するよう、税制優遇以外の加入メリットの検討、加入プランの見直し等を行い、市民や企業への情報発信を強化する。

5 自主財源の拡充と財務の再構築

京町家まちづくりファンドの寄附額の一部は運営経費に充当する（現行は寄附額の10%又は15%）。

歴史的建造物利活用事業による収益を自主財源として活用する。公益法人制度による収支相償を確保しつつ、京都市の施策の動向を踏まえ、公益充実資金の活用も含めた財務の再構築を検討する。

6 職員育成

市民等からの相談や喫緊の課題に的確に対応し、当財団が提供する価値をさらに高めるため、職員の資質能力の向上を図る。

令和8年度は、財団内での業務研修、新規採用研修及びOJT等を実施するほか、まちづくりコーディネーターに業務関連資格（宅地建物取引士、1・2級建築士等）の取得を奨励し、取得資格により業務手当を支給する。

有能な人材の確保・定着のため、業務経験の蓄積も含めた計画的かつ実効性の高い人材育成プログラムを整備し、待遇改善を行う。

7 その他

環境改善の取組として、KES（環境マネジメントシステム）ステップ1を推進する。

令和8年4月から新会計基準（令和6年度会計基準）を適用する。